

県内都市の将来像を審議する第208回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、都市計画区域区分、都市計画道路の決定・変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の9時45分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

1. 開催日時 : 令和7年10月14日(火) 午前10時 開会
2. 開催場所 : 群馬県庁29階 第1特別会議室
3. 審議議案 : 11議案を予定(詳細は別紙)
4. 傍聴定員 : 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午前9時30分の受付開始時において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午前9時45分までに来場されない場合、傍聴できませんので御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

(前回の審議状況)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT **GOALS**



第1号～第4号議案 都市計画区域マスタープラン(県央・東毛・利根沼田・吾妻広域都市計画圏)について

令和2年国勢調査及び都市計画基礎調査の結果を踏まえ、群馬県の都市づくりの現状と課題や都市づくりを取り巻く新たな潮流の観点に着目し、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を改定するものです。

第5号～第10号議案 各都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について

令和2年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和12年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すものです。

また、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(新市街地)で、開発事業の実施が確実となった地区、及びすでに市街地を形成している区域(既成市街地)の地区を市街化区域に編入します。各区域の編入対象地区は下記のとおりです。

第5号議案 前橋都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について

1. 亀里北地区(新市街地) : 面積約 6.2ha
2. 力丸工業団地西地区(新市街地) : 面積約 7.8ha
3. 三俣駅東地区(既成市街地) : 面積約 1.5ha

第6号議案 高崎都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について (編入該当なし)

第7号議案 桐生都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について (編入該当なし)

第8号議案 館林都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について

1. 館林渡瀬南部第二産業団地地区(新市街地) : 面積 約 9.8ha
2. 明和町役場庁舎西地区(新市街地) : 面積 約 10.4ha
3. 千代田下中森地区(新市街地) : 面積 約 17.3ha

第9号議案 藤岡都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について

1. 西部工業団地第3期地区(新市街地) : 面積 約 16.2ha
2. 藤岡インターチェンジ西産業団地第2期北地区(新市街地) : 面積 約 5.8ha
3. 藤岡インターチェンジ西産業団地第2期南地区(新市街地) : 面積 約 5.2ha

第10号議案 玉村都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について

1. 文化センター東地区(新市街地) : 面積 約 3.2ha

第11号議案 前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(施設の概要)

○中間処理施設

廃プラスチック類の破碎 7.56t/日

木くずの破碎 23.76t/日

○敷地面積 19,765.74 m²

第12号議案 沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(施設の概要)

○中間処理施設

木くずの破碎 153.2t/日

○敷地面積 25,677.31 m²

【参考】「群馬県都市計画審議会」(設置の根拠：都市計画法第77条)

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会で、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけではなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/page/11474.html>